

第2回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和6年9月30日（月） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

75円を提示する。

地賃がかなり上がって、毎年、特賃の優位性が失われており、いずれはなくなる懸念がある。

金属製造業は特殊で、労働条件は厳しく、技術も必要であり、一定以上の優位性は必要である。

他県は岡山よりも高い水準であり、労働者の流出を否定できない。

公正競争ケースではあるが、この労働協約ケースと同様の状況であることを踏まえ、最低協定額1,080円との差額+75円を提示したい。

【使用者側の意見要旨】

30円を提示する。

帝国データバンクによると、2024年7月時点の価格転嫁率は、過去最高の44.9%、一般機械関係では47.1%と示されていたが、これは、半分以上の企業について価格転嫁ができていないということである。

9月3日の日経新聞では、経常利益の増減が報じられているが、中小

企業（製造業）は減益、他と明暗が分かれており、人手不足のため仕方なく賃金を上げている。

岡山県経営者協会で 3.91%の賃上げとされていたことを踏まえ、これに価格転嫁や中小企業の利益率のことを考慮した結果である。

(2) 労使双方から、これ以上の金額提示が困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・最低賃金についての意見要旨